第12回特別弔慰金の請求手続き

第12回特別弔慰金の請求について、4月1日から受付を開始しております。これまで受給されている方も請求が必要です。

■対象者

『恩給法による公務扶助料』や『戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金』等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人にご遺族の代表として支給されます。

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

※諸要件で順番変更の場合あり。

④①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時までに1年以上の生計関係を有していた方

■支給内容　額面27万5千円

※5年償還の記名国債

■請求期間　令和10年3月31日

◎問い合わせ先

福祉課　地域福祉係　☎内線126

Pick Up 4

重度心身障害者医療費助成制度

重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の方が、各種健康保険法による医療を受けた場合や、処方箋により調剤薬局で薬を処方された場合、その自己負担額について、自身で支払われた後、払い戻しを受けることができます。

■ 対象者

対象となる方は事前に登録申請手続きが必要です。

※ 障害者手帳交付時に行っております。

・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方

・知能指数が35以下と判定された方（療育手帳A1、A2程度）

・身体障害者手帳3級をお持ちの方で知能指数が50以下（療育手帳B1程度）と判定された方

・精神障害者福祉手帳1級をお持ちの方（通院分に限ります）

※ ただし、所得制限により対象外となる場合があります。

■ 申請手続き

医療機関・薬局を受診された際に窓口にて1か月に1回、受給資格者証をご提示ください。医療機関・薬局から鹿児島県国民健康保険団体連合会を経由して市町村へ診療データが送付され、そのデータに基づき助成を行います。

※ 振込日は最短で診療月から2か月後の26日です。

● 次の場合は、福祉課へ領収書（証明書）をご提出ください。

・医療機関等の窓口で1か月に1回、受給資格者証を提示しなかった場合

・県外の医療機関を受診した場合

・県医師会等に加入していない医療機関を受診した場合（市町村が個別で自動償還払いの契約をしている医療機関は除きます。）

・保険適用の医療用装具を作製した場合

・令和6年6月末までに受診された医療費

● 次の場合は助成対象外となります。

・診断書代や入院時の食事代等、保険診療外のもの

・介護保険法によるサービスに係る自己負担額

・各種健康保険法による「附加給付」や「高額療養費」

■ 受給資格者証について

・有効期間は毎年10月1日から9月30日です。

・毎年9月中に所得確認を行い、所得制限内の方に新しい受給資格者証を送付します。

・所得制限を超過している方には非該当通知を送付します。

▲詳しくはこちらへ

問 福祉課　障害福祉係　☎ 内線127

Pick Up 5

9月は「障害者雇用支援月間」です。～ 知っていますか、障害者雇用のこと ～

企業のみならず、広く国民の皆様に対して障害者雇用の機運を高めるともに、障害者の職業的自立を支援する為、厚生労働省、都道府県と協力して、『障害者雇用支援月間ポスター』の作成など様々な啓発活動が行われています。

垂水市でも、多くの障がいのある方が企業で働かれています。今回は、ドラッグストアで働かれている榊さんをご紹介いたします。

■ 就職までの流れ

榊さんは高校卒業後介護補助として働かれていましたが、転居をきっかけに退職されました。退職後は鹿屋市にある就労移行事業所『愛・あいネット』で一般就労に向けて訓練をされていました。訓練後、職場体験を経て令和2年4月よりドラッグストアに採用が決まり、品出し、商品のメンテナンス、接客を中心に働かれています。

■ 企業様のお声

榊さんは、令和2年2月に『おおすみ障害者就業・生活支援センター』の実習を経て採用されました。初めての業務は覚えることが多く大変だったと思います。それでも本人のやる気と、真面目で優しい人柄に加え、他職員の協力もあり、業務が行えるようになりました。今では1日の流れを自分で把握し動けるようになっています。最初はできることは少なかったですが、今は品出しの範囲も広がり、お客様に商品の場所の案内もできるようになり、障害があることを忘れてしまうくらい仕事に熱心に取り組まれています。

重いものも率先して持ってくれるので、女性が多い職場ではとても頼りにされる存在です。今ではいなくてはならない存在になっています。今後も引き続きこちらの店舗で頑張っていただきたいと思います。

■ 榊さんのお声

最初は不安が大きく自分にできるのかなと思うときもありましたが、スタッフの皆さんが優しく仕事を教えてくれたので、今は安心して働くことができています。

仕事内容も分かりやすく自分に向いていると感じています。

8月から働く時間が1時間増える予定です。さらに頑張っていきたいです。休みの日に好きな本を買ったり、鹿児島市内に出掛けたりするのも仕事を頑張る励みになっています。

● おおすみ障害者就業・生活支援センターとは

おおすみ障害者就業・生活支援センターは、大隅半島4市5町（鹿屋市・垂水市・曽於市・志布志市・大崎町・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町）を対象圏域とし、就職を希望している障がいのある方、在職中の方の就業面・生活面の一体的な支援を行っています。

障がいのある方を雇用しておられる、また今後雇用を検討しておられる企業の支援や職場実習の推進も行っています。

◎ お問い合わせ先

おおすみ障害者就業・生活支援センター

☎0994－35－0811

FAX 0994－35－0812

● 令和7年度鹿屋・大隅地区障害者就職面接会

就職を希望している障がい者を対象とした合同面接会が開催されます。

■ 日時

9月25日（木）　13時～16時

受付12時30分～

■ 場所

ホテルさつき苑1階　つつじ・さくらの間

※事前にハローワークでの求職登録が必要です。

◎ お問い合わせ先

ハローワーク鹿屋

☎0994－42－4135

問 福祉課　障害福祉係　☎ 内線127